

中津川市立落合小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

～一人ひとりの児童が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

【いじめの定義】

「いじめ」とは、

「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

I 「いじめ防止 これだけは！」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立落合小学校

いじめをしない！させない！許さない！



いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

(文部科学省：学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント)

- いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立落合小学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
◇いじめは、自分からは言いづらいもの
◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！（平成28年度2月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感を持った生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、児童会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	学級開き 心の健康観察	安全ボランティアの会 交通安全旗教室（4～6年） 命を守る訓練①
5月	心の健康観察 修学旅行（6年生）	ひびきあい週間・ひびきあい集会① 自転車教室（4年） 引き渡し訓練 安心して生活できる学校にするために （高学年）
6月	宿泊研修（5年生） 家庭学習がんばり週間① 心の健康観察	プール開き 青空教室（4年生） 防災教室・地震体験
7月	心の健康観察	情報モラル教育研修（高学年） 夏休みのプール指導
8月	おいでん祭参加（6年）	
9月	運動会 心の健康観察	
10月	心の健康観察	命を守る訓練② 命の教育（各学年）
11月	家庭学習がんばり週間② なかよし集会 心の健康観察	↓
12月	心の健康観察	
1月	心の健康観察	↓
2月	家庭学習がんばり週間③ 心の健康観察	
3月	6年生を送る会 心の健康観察	

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立落合小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが必要である。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に張っておく。（個人情報に留意する。）

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

～児童のささいな変化に気づくために～

- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 予定帳や日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人でいる児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の生活を把握するための「心の健康観察」や定期的な個人面談（二者懇談等）を実施する。
- 生徒指導交流や個別支援会議で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。[心身の安全の保証]
- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。[事実関係や心情を傾聴]

②保護者に対して

- ・児童の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

③確実な引継と資料の保管

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと			定期的に行うこと		
4月	健康観察	よさ見つけ	ケース会議	授業参観 教室環境点検 心の健康観察① 資質向上研修（職員会）	記名の日 （月1回）	生徒指導交流 （週1回）
5月				家庭訪問（保護者との懇談） ひびきあいの日 心の健康観察②		
6月				心の健康観察③		
7月				授業参観（保護者懇談） 心の健康観察④		
8月				資質向上研修（職員会）		
9月				二者懇談 学習用具の点検 心の健康観察⑤		
10月				心の健康観察⑥		
11月				個別懇談 学習用具の点検 授業参観（保護者懇談） 心の健康観察⑦		
12月				ひびきあいの日 心の健康観察⑧		
1月				資質向上研修（職員会） 心の健康観察⑨		
2月				授業参観（保護者懇談） 学習用具の点検 心の健康観察⑩		
3月				心の健康観察⑪		

いじめ発見のポイント

中津川市立落合小学校

ちょっとした児童の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げられる。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切だ。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎないが、日常生活での児童つかみのポイントとしていきたい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室からでられない。また、教室に入りたがらない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされた？）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない？）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたり？）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている？）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ 鉛筆や定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 体育の授業や委員会するとき、座るのをためらわれる席の主。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。
(いじめ場所へ行く途中?)
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる)
- ⑧ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる。
- ⑨ 職員室の前などをうろろしている。(何か訴えたい?)
- ⑩ 教室移動のとき、いつも一人。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ② しばしば、足りないメニューがある(とられた、意識的に配られなかった)
- ③ デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ④ 自分の分にいたずらをされる。(箸をさす、混ぜる、かくす)
- ⑤ いつも一人でおそくまで食べている。(当番に嫌がられている可能性)

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている。(冬の雑巾がけ、机つり)
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている。(分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で)
- ③ ほうきでたたかれている子、雑巾を投げ付けられている。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない。

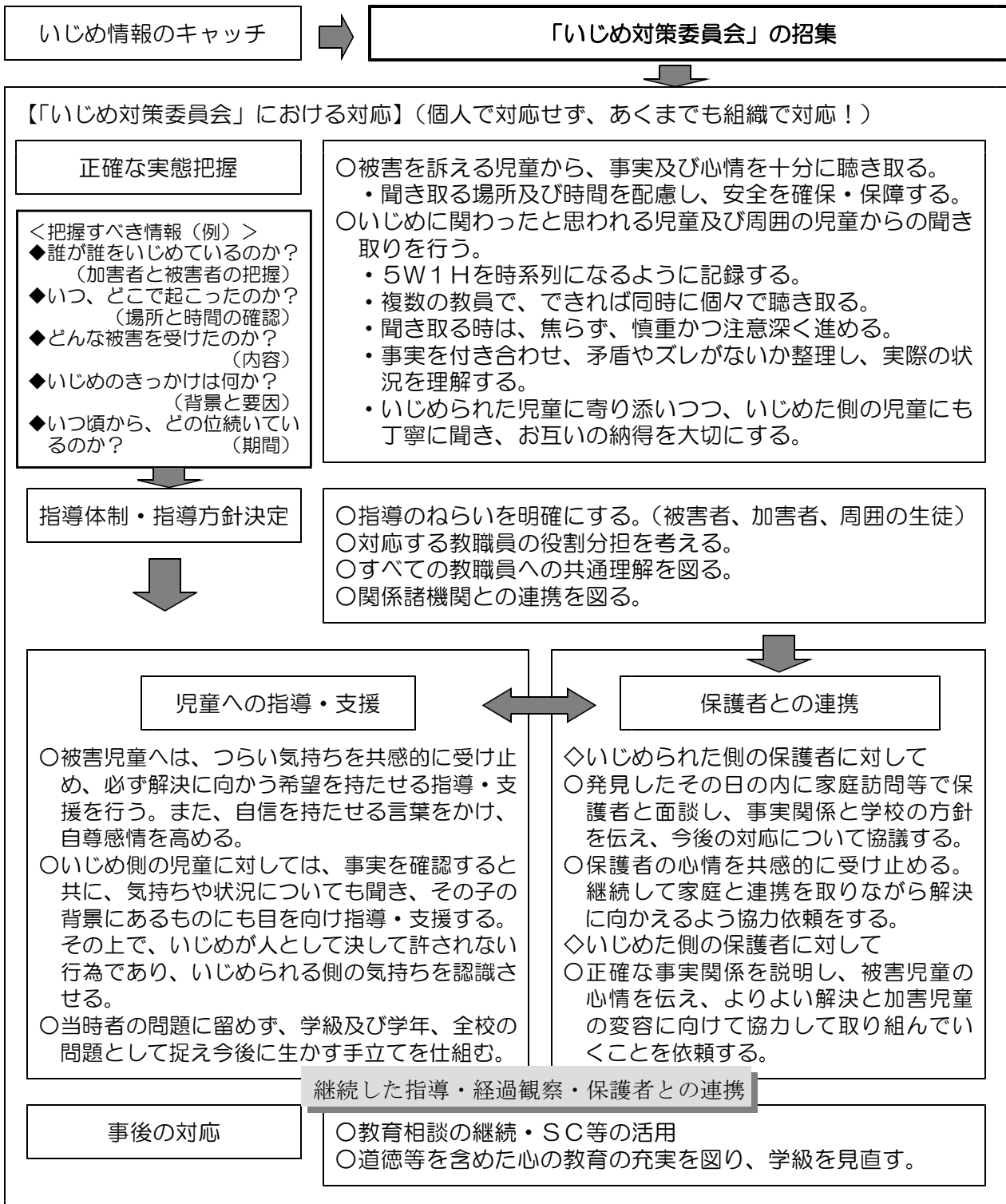
7, その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる子
- ② 急に、成績やテストの点が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、変わりたいという。(始めはさぼり現象)
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される,落書,画鋲が入っている)
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(良い行為だが、二面性あり)
- ⑬ 心の健康観察で、不安や心配をほのめかす。
- ⑭ ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

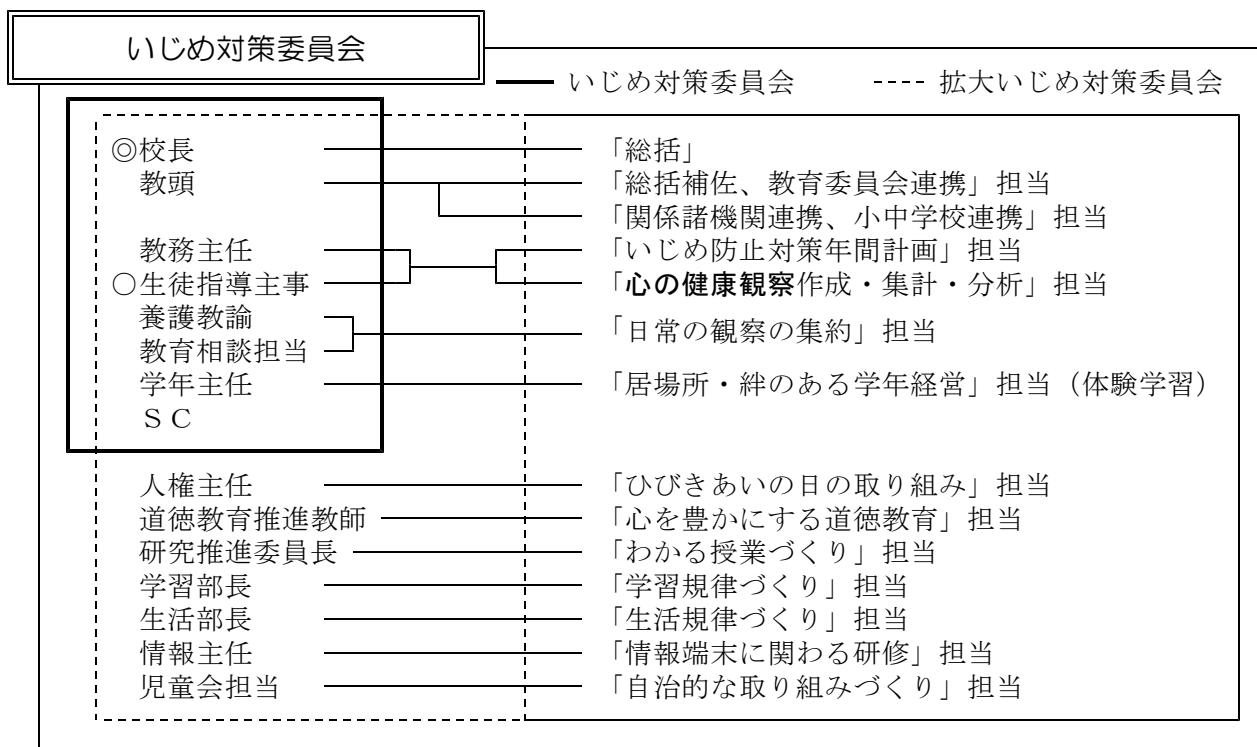
中津川市立落合小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していく。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていく。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要である。



V いじめ防止の対策のための組織

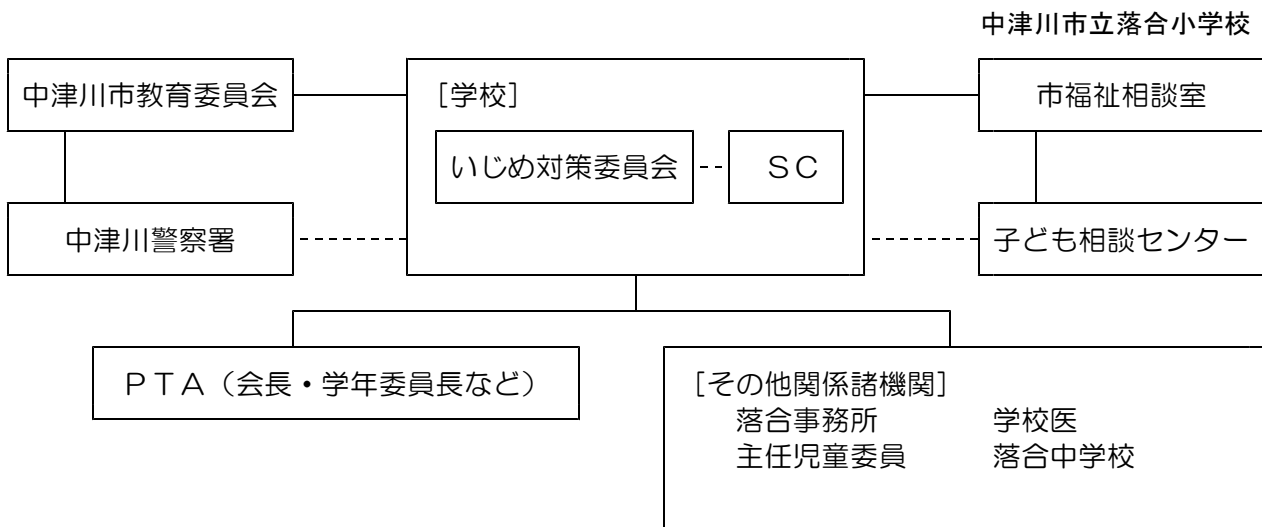
中津川市立落合小学校



＜いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）＞			
4月	拡大いじめ対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ対策方針説明会（保護者向け）	10月	いじめ対策委員会② 心の健康観察⑦
5月	心の健康観察②	11月	心の健康観察⑧
6月	心の健康観察③	12月	ひびきあいの日の取り組み実施 県いじめ調査 取り組み評価アンケート② 心の健康観察⑨
7月	県いじめ調査 取り組み評価アンケート① 心の健康観察④	1月	心の健康観察⑩
8月	人権教育研修会 心の健康観察⑤	2月	いじめ対策方針説明（新入生向け） 心の健康観察⑪
9月	心の健康観察⑥	3月	拡大いじめ対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討 取り組み評価アンケート③ 県いじめ調査 心の健康観察⑫

*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会**を招集し対応にあたる。

VI 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 生活環境部	生活安全課	66-1111
	生活安全課長	内線：160
中津川市 健康福祉部	福祉相談室	66-1111
	福祉相談室長	内線：615
東濃子どもセンター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111